

資料1 A型事業所などへの指導監査に関して

主眼事項及び着眼点（指定就労継続支援A型）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第1 基本方針	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援A型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援A型を提供しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援A型の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第185条</p> <p>平18厚令19第6条の10第1号</p>

「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（厚生労働省 障発0809第2号／平成29年8月9日）の別紙「主眼事項及び着眼点」より抜粋